

## 生活保護関係書類の流出等について

### 1 概要

生活保護担当職員が自宅に持ち帰った職員個人宛の書類に、生活保護関係書類が混入していた。昨年末、当該職員がこれらの持ち帰った書類等を自宅内の新聞や郵便物等と併せてごみとしてごみステーションに排出した。

令和8年1月3日、通りかかった市民が、当該ごみの一部が散逸しているのを発見し、生活保護関係文書が流出していたことが判明した。

また、当該文書の処理状況を調査したところ、生活保護費の支給が未処理となっていることが判明した。

### 2 経過及び対応状況

#### (1) 経過

令和8年1月5日午前8時頃、当該文書を発見した市民から、所属する団体役員を通じて、福祉保険部へ情報提供を受けた。

同日、個人情報の流出拡散の恐れもあることから、当該文書の返還を求めるため発見した市民への連絡と当該担当職員に対して聴取を開始した。

1月6日午後3時20分、発見した市民から当該文書の返還を受けた。

#### (2) 対応状況

- 1月15日付で、当該担当職員が担当した198世帯に対し、生活保護費の未支給分の調査を開始した。
- 1月16日までの間に、個人情報の流出を確認した対象世帯に対し、未支給があったことを含め謝罪を行った。

### 3 公文書流出による個人情報の漏洩

#### (1) 生活保護法による移送費支給申請書及び添付書類

- 移送費支給申請書（5件）（氏名、住所の記載あり）
- タクシーの領収書（26件）（氏名の記載あり）

#### (2) 保護変更申請書及び添付書類

- 保護変更申請書（3件）（氏名、住所、傷病名の記載あり）
- 給付要否意見書（1件）（氏名、傷病名の記載あり）
- 紙おむつの領収書（1件）（氏の記載あり）

#### (3) 転院事由発生連絡票（2件）（氏名、生年月日、傷病名の記載あり）

計 7名分、38件

### 4 事務懈怠による生活保護費の未支給（令和8年1月16日現在で金額が判明したもの）

#### (1) 移送費支給関係

・タクシ一代 28,260円（令和6年11月分）

・バス代 7,040円（令和6年11・12月分、令和7年1月分）

#### (2) 保護変更申請関係

・紙おむつ代 7,612円（令和6年12月分）

計 3名分、5件、42,912円

### 5 再発防止及び今後の対応

生活保護業務においては重大な個人情報を扱っており、その取り扱いについては最大限の注意が必要であることから、1月6日に緊急SV（査察指導員）会議を開催し、再発防止に向けて適正な公文書の保管管理等を徹底するとともに、適切な進捗管理を行い支給漏れや遅延を防止するため、処理状況の重層的なチェック体制の構築などを検討している。